三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県御前崎市・掛川市・周智郡森町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
御前崎市・掛川市・森町（以上二市一町について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
静岡市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県周智郡森町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
島田市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父郡小鹿野町藤倉字河原指三〇七六、三〇八二の一、三〇八二の二、字檜山四二四九、四二五〇の一、四二五〇の二、四二五一の一、四二五二の二、四二五二から四二六三まで、字宮沢五〇一六、五〇一七、五〇一八の一、五〇一八の二、字寺沢五〇二一から五〇二五まで、五〇六〇、五〇六一の一、五〇六一の二、字マゴメ五〇八二の一、五〇八二の二、五〇八三から五〇九五まで、五〇九六の一、五〇九六の二、字ガラゴ五一三四の一、五一三四の三、五一三五の一、五一三五の三、五一三六の一、五一三七の一、五一三七の三、五一三七の四、五一三八の一、五一三八の三、五一三九の一から五一三九の三まで、五一四〇の一、五一四〇の三、五一四一の一、五一四一の二、五一四一の四、五一四二の一、五一四二の三、五一四三の一、五一四四の一、五一四四の二、字二本木五一五〇、五一五一の一、五一五一の二、字長阪五三四九の一、五三四九の二、五三五〇の一、五三五〇の二、五三五一の一、五三五一の二、五三五二の一、五三五二の二、五三五三、五三五四の一から五三五四の三まで、五三五五の一、五三五五の二、五三五六の一から五三五六の四まで、五三五七の一から五三五七の三まで、五三五八の一、五三五八の二、五三五九の一から五三五九の三まで、五三六〇の一から五三六〇の三まで、五三六一の一から五三六一の一〇まで、五三六二の一、五三六三の一から五三六三の三まで、五三六四の一から五三六四の四まで、五三六五の一、五三六五の二、五三六六の一から五三六六の四まで、五三六七の一から五三六七の三まで、五三六八の一から五三六八の三まで、五三六九の一から五三六九の三まで、五三七〇の一から五三七〇の七まで、五三七一の一から五三七一の三まで、五三七二、